

必要な資格期間が 25 年から 10 年に短縮されます

日本年金機構HP更新日：2017年2月14日

これまでは、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間（国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む）と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でした。

平成29年8月1日からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになります。

1.平成29年8月1日時点で、資格期間が10年以上25年未満の方

(1) 年金請求書の送付

資格期間が10年以上25年未満であって、下記の表に該当する方

基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所及び年金加入記録をあらかじめ印字した「年金請求書（短縮用）（PDF 1,248KB）」及び年金の請求手続きのご案内を日本年金機構からご本人あてに送付します。

請求手続きは平成29年8月1日以前でも可能です。「年金請求書（短縮用）」が届きましたら、年金事務所等でお手続きをしてください。

※すべての加入期間が国民年金第1号被保険者期間の方は、市区町村でお手続きをしてください。

	生年月日	送付の時期
1	大正15年4月2日～昭和17年4月1日	平成29年2月下旬～3月下旬
2	昭和17年4月2日～昭和23年4月1日	平成29年3月下旬～4月下旬
3	昭和23年4月2日～昭和26年7月1日	平成29年4月下旬～5月下旬
4	昭和26年7月2日～昭和30年10月1日【女性】 昭和26年7月2日～昭和30年8月1日【男性】	平成29年5月下旬～6月下旬
5	昭和30年10月2日～昭和32年8月1日【女性】 大正15年4月1日以前生まれの方 共済組合等の期間を有する方	平成29年6月下旬～7月上旬

※資格期間が国民年金のみの方、厚生年金保険・共済組合等の期間が12月に満たない方で生年月日が昭和27年8月2日以降の方は、「[年金請求書（短縮用）（PDF 1,248KB）](#)」は送付されず、「[年金請求書（事前送付用）（PDF 12,179KB）](#)」が送付されます。

詳しくは「4.平成29年8月以降に支給開始年齢に到達する方」をご覧ください。

(2) 送付物

[送付用封筒（PDF 311KB）](#)

[年金の請求手続きのご案内（リーフレット）（PDF 530KB）](#)

[年金請求書（短縮用）様式（PDF 1,248KB）](#)

[予約相談のご案内（チラシ）（PDF 315KB）](#)

[年金記録の再確認をお願いします \(チラシ\) \(PDF 352KB\)](#)

(3) 年金の請求手続きに必要なもの

[年金請求書 \(短縮用\) の手続き \(PDF 88KB\)](#) をご確認ください。

(4) 年金の受け取り

年金の決定後は、平成 29 年 8 月以降に「年金証書・年金決定通知書」をお送りします。お支払いは平成 29 年 10 月以降になります。

(5) ご相談・お手続きの際のお願い

日本年金機構では、平成 28 年 10 月から全国の年金事務所で年金相談の予約を実施しています。年金事務所の窓口で年金請求の手続きや、年金についての相談を希望する方は、ぜひ、[予約相談](#)をご利用ください。予約相談の受付は、「ねんきんダイヤル」で行っています。

一般的な年金相談に関するお問い合わせ
来訪相談のご予約

「ねんきんダイヤル」

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

03-6700-1165 (一般電話)

受付時間: 月 曜 日 午前8:30～午後7:00
月～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

10年の受給資格期間の短縮は今年8月1日施行

消費税の税率が8%から10%になったら、受給資格期間の25年を10年に短縮し、無年金者の一定の解消を図るという政策は、消費税率を10%に引き上げなくても、平成29年度中に実施するという事で、準備が進められています。

今月は、そんな情報を踏まえながら、現時点でわかっている範囲内の情報をお伝えしていきます。

受給資格期間が短縮された場合の今後の流れについて

(1) これまでの事務の工程表の予定

これまでは、消費税率が平成29年4月から10%になることを前提に、日本年金機構では、「受給資格要件の短縮に伴い、年金を新たに受け取ることができる方に対して、平成28年10月から平成29年3月にかけて、順次、年金請求書を送付し、請求勧奨を行う予定」(『年金時代』(社会保険研究所発刊)2016年3月号・32ページ参照)と準備を進めてきました。

■事前受付を予定していた

つまり、日本年金機構では、受給資格期間の短縮で、受給資格が発生すると見込まれる方に、平成 28 年 10 月以降、順次、年金請求書を送付し、勸奨を受けた方は、平成 29 年 4 月前であっても、その年金請求書に必要な書類を添付して、各年金事務所に請求書を提出することができる（事前受付の開始）、ということで作業を進めていました。

提出を受けた年金事務所では、順次受付をし、届書の書類審査がすみ、受給権の確認ができた方には、平成 29 年 4 月 1 日に、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金等の受給権が発生させ、年金証書を送付し、その後、年金額を振り込んでいく、という予定でした。

なお、この時点（平成 28 年 1 月時点）では、「【年間送付対象者数】は不明」とされていました。

■この年金請求書は、ワンストップサービスの対象

あわせて、この年金請求書（案）の【年金の請求手続きのご案内】の案文をみると（『年金時代』2016 年 3 月号・32 ページ参照）、「* 共済組合等の加入期間がある方についても、年金事務所に年金請求書を提出することで、共済組合等に加入していた期間の年金を請求することが可能です。」と記されているので、ワンストップサービスの対象と予定されていたと認識されます。

平成 29 年 4 月以後になってはじめて年金請求書の受付をするということだと、年金事務所の窓口は混乱しますし、そこから書類の審査をしていたのでは、実際に年金が振り込まれるまで、かなり時間がかかってしまいます。特定の一時期に業務量を集中させないで、仕事量を平準化するということは、限られた職員体制のなかで、当然考えられていかなければならない事項です。

受給権が発生する前に、年金請求書を受理できるのかという疑問は生じますが、年金を受けられるという期待感も高まって、早く受給したい、早く振り込んでもらいたいという要求には、的確に対応していく必要があります。特例ということで、必要な措置は講じられていると認識していますので、日本年金機構のこの判断は合理的で適切な判断だったと筆者は思います。

（2）平成 29 年 8 月 1 日施行予定 -今後の見通し-

「年金受給資格期間短縮の施行期日」は、法律案では、平成 29 年 8 月 1 日とされています（まだ、国会に正式に提出されたわけではありません、平成 28 年 9 月 8 日現在）。

■対象者（見込み）は約 64 万人、財源は約 650 億円（満年度ベース）

年金の受給資格期間が短縮になることで、あらたに受給権が発生すると見込まれている対象者数と満年度ベース（平成 30 年度）における必要な所要額は、【図表 1】および【図表 2】のとおりです。

【図表 1】 受給資格期間短縮の対象者数（見込み）

対象者の種別	対象者数
① はじめて老齢基礎年金の受給権を得る人	約40万人
② 特別支給の老齢厚生年金の受給権者等を含めた場合	約64万人

【図表 2】 受給資格期間短縮に伴う必要な所要額（見込み）

	必要な所要額
満年度ペース(平成30年度)における必要な所要額	約650億円
初年度における必要な所要額 (平成29年9月分から平成30年1月分の5か月分)	約260億円

「期間短縮により、初めて老齢基礎年金の受給権を得る者」は約 40 万人であり、「上記のほか、特別支給の老齢厚生年金対象者等を含めると、対象者は約 64 万人」とされています。

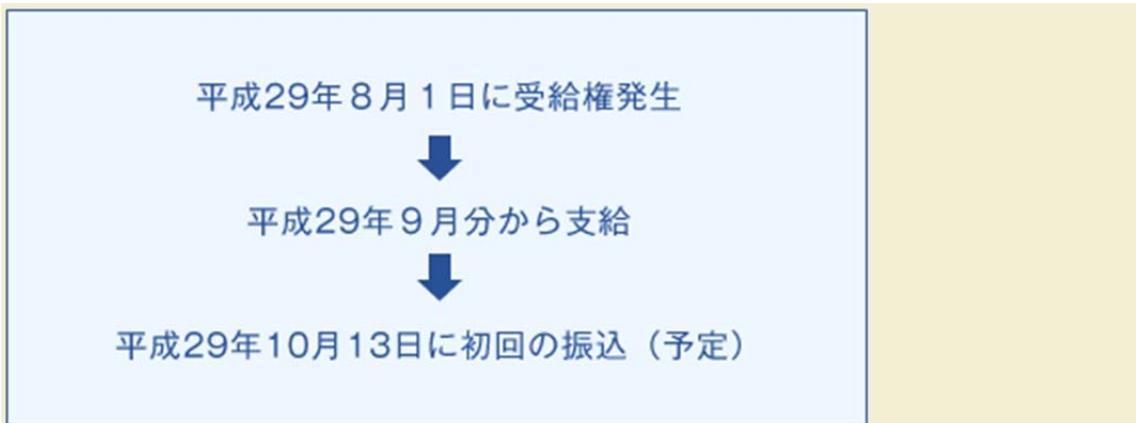
■初年度は平成 29 年 9 月分から支給（予定）で、平成 30 年 1 月分まで、必要な所要額は約 260 億円

年金は、受給権の発生した日の属する月の翌月分から支給されます。今回の年金受給資格期間の短縮が、平成 29 年 8 月 1 日に予定どおり施行されたとしますと、【図表 3】のように、事務作業は進んでいくものと思われます。

つまり、平成 29 年 8 月 1 日に受給権が発生しますと、翌月の 9 月分から支給されることとなります。事務手続きが順調に進めば、平成 29 年 10 月 13 日（金曜日）に振り込まれることが予想されます（【図表 3】）

無年金者の解消は、関係する人の期待感も高く、日本年金機構ではなるべく早く振り込める体制を整えるべく、準備作業を推進しているものと思います。

【図表 3】 平成 29 年 8 月 1 日に施行されると、平成 29 年 10 月 13 日（金）に振り込まれるのは、9 月分の 1 か月分のみ



■必要な所要額の約 260 億円は、埼玉県志木市の 1 年間分の予算額を超える！

今回、受給資格期間の短縮による必要な所要額は、5 か月分だけでも、約 260 億円とされています。消費税率を引き上げないで、どのように財源を確保するのか、詳細な報道はされていません。

実は、約 260 億円という金額は、決して少ない金額ではありません。私が市長をつとめていた埼玉県志木市（人口約 7 万 4 千人）の平成 28 年度の予算をみると、平成 28 年度一般会計は約 221 億円という予算規模です。約 221 億円の予算で、約 7 万 4 千人の市民の、1 年間に必要な教育費から保育園の運営に必要な費用、また高齢者福祉から生活保護に必要な費用まで、さらには都市基盤の整備に必要な費用など、すべてを含んだ予算が約 221 億円なのです。したがって、5 か月分だけとはいえ、財源として約 260 億円が必要ということには、たいへん驚いていますし、通年ベースでは、約 650 億円が必要ということですので、財源の確保が本当に心配されます。

■なぜ、平成 30 年 1 月分までの、予算額の計上なのか？

年金の支給月は、原則として、偶数月の 15 日ですが、あと払いとなっていますので、平

成 28 年 10 月 14 日（金曜日）に振り込まれる支給される年金は、平成 28 年の 8 月分と 9 月分ということになっています。

今回の年金受給資格期間では、平成 29 年 8 月分の支払いはありませんので、平成 29 年 9 月分のみとなっています。

【図表 4】に年金の支給となる対象月と年金が振り込まれる支給期日について関係を示しましたので、ご参照ください。

【図表 4】 年金の支給対象月と振り込まれる時期

年金の支給対象月	振り込まれる時期
◇平成29年9月分	➡ 平成29年10月13日(金)に支給
◇平成29年10月分・11月分	➡ 平成29年12月15日(金)に支給
◇平成29年12月分・平成30年1月分	➡ 平成30年2月15日(木)に支給
◇平成30年2月分・3月分	➡ 平成30年4月13日(金)に支給 (平成30年度の予算で所要額を計上)

なお、平成 30 年 2 月分・3 月分の年金は、平成 30 年 4 月 13 日（金曜日）に支給されるので、必要な所要額の計上は平成 30 年度予算になります。

そのため、今回は 5 か月分の所要額の計上になっていると認識しています。

したがって、1 年間の満年度ベースでは、約 650 億円の所要額が必要になるという見込みだと認識しています（【図表 2】受給資格期間短縮に伴う必要な所要額 参照）。

（3）寡婦年金は 10 年に受給資格期間が短縮！ 遺族基礎年金については従来のまま

年金の受給資格期間の短縮については、国会で可決してから、動き出していたのでは、事務的には間に合いません。

日本年金機構や共済組合はもとより、年金相談の対応をする金融機関等の窓口も同様です。

新聞やテレビの報道がでると、それに対する質問が寄せられたりしますので、しっかりと知識を持っていることが必要です。

いずれにしても、可決成立することを前提に、『年金機能強化法』の再勉強が必要と認識しています。

参考となる図書で一番信頼できるのは、『年金制度改正の解説－「年金機能強化法」による改正点の解説－平成 26 年 4 月改訂版』（社会保険研究所刊）と私は思います。

なお、遺族基礎年金については、従来のままです。長期要件による遺族厚生年金も、従来のままです。

一方で、寡婦年金は受給資格期間の短縮の対象となる給付になっています。

特別支給の老齢厚生年金や経過的職域加算額（退職共済年金）も、10 年の受給資格期間で受給権が発生します。

詳細については、今後、順次お伝えしていきます。

年金相談のニーズがまた高まるものと思います。

（4）今後の焦点は、年金請求書がいつ送付されるか？

さて、今後の焦点は国会でいつ法案が通り、日本年金機構から年金受給資格期間の短縮

で、受給資格が発生することが見込まれる方に、いつ頃、年金請求書が送られるかだと思います。

注意をもって見守りたいと思います。

社会保険 | 年金受給資格期間、10 年になるってどう いうこと？

Best bussiness solutions2016/12/28

Q 年金の受給資格期間が 10 年になると新聞に載っていました。これからは、10 年支払えば年金がもらえるという事なのですか？また、10 年になるのは、いつからですか？

A 現在、老齢年金を受給するためには、原則 25 年以上の受給資格期間が必要です。

「受給資格期間」とは、保険料を納めた期間、保険料を免除された期間と、カラ期間と言われる保険料を納めていなかった任意加入期間を通算した期間です。この受給資格期間を満たさないために、年金を受給できない人が多いことが問題となっています。

その対策として、消費税を 10%へ引き上げることを条件に、年金の受給資格期間を 10 年に短縮することが決まっていますが、消費税の引き上げが延期された為、年金の受給資格期間短縮も延期になると思われていました。しかし、予想に反して 11 月に改正年金機能強化法が可決され、受給期間の短縮が決定しました。

受給資格期間が 25 年から 10 年に短縮されることになり、新たに約 64 万人が年金を受給できるようになるであろうと予想されています。

□ 年金受給資格が 10 年になるのは、いつからでしょうか？

改正年金機能強化法は、平成 29 年 8 月 1 日に施行されることに決定しました。つまり、翌月 9 月分の年金からとなりますので、実際の年金の受け取りは 10 月からになる予定です。

□ 月額でいくら位もらえるのでしょうか？

厚生年金の受給金額は、各自の加入期間だけでなく、現役時代の給与金額によっても異なりますので、国民年金の受給金額である基礎年金の部分についてのみ説明します。

現在、国民年金の受給金額は満額もらえる受給資格期間 40 年の場合は、月額で 65,008 円です。今の制度に基づいて 25 年の期間中に保険料をすべて納めていたとして、受給できるのは月額約 4 万円になります。

また、これから始まる短縮措置による 10 年で受給するとしたら、国民年金の受給金額は、月額約 1 万 6000 円になります。

ただし、10 年の受給資格期間に、保険料免除期間やカラ期間も含まれる場合には、この月額 1 万 6000 円は減額されることになります。

当然ですが、みんなが満額もらえるわけではなく、各自の保険料を納付した期間によって、年金額には差がでることになります。

□ 保険料の免除制度について

自営業者や20歳以上の学生など国民年金第1号の加入者には、収入により保険料が免除になる制度があります。

保険料の免除制度を受けている期間は、年金受給資格期間に通算されますが、保険料を未納してしまうと、年金額だけでなく、年金受給資格期間にも反映されません。また、障害や死亡の際に、障害基礎年金や遺族基礎年金が免除期間なら支給されますが、未納期間の場合は支給されません。

このように収入が少ない時には保険料の免除制度がありますが、自動的に免除してもらえないわけではなく、自分で申請しなければなりません。

免除の申請はお住まいの市区町村の役所の窓口で行っていますので、未納期間をつくらないようにするためにも、是非ご利用ください。